四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
賀茂川支川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地
広島県竹原市東野町
字山田　九三三番から九四一番まで
九四四番一及び九四四番二
字鶏足山　二二七番から二三三番まで
乙二三四番
甲二三四番一及び甲二三四番二
二三五番及び二三六番
五(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
小野川支川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
広島県豊田郡大崎上島町沖浦一二五番地内
電子基準点木江を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域
基準点から三二九度四二分九秒
一五六一・七〇六メートルの地点　一号
標柱一号から一四四度七分一秒
一一八・六〇三メートルの地点　二号
標柱二号から二一七度一五分五二秒
五二一・一二三メートルの地点　三号
標柱三号から二九九度五四分八秒
七三・二〇一メートルの地点　四号
標柱四号から三三三度一三分五三秒
五八・九二九メートルの地点　五号
標柱五号から二二度一四分四八秒
四七・三四九メートルの地点　六号
六(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
便坂川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　広島県三次市作木町上作木字中郷二四五番地内四等三角点中郷を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和八年内務省告示第六十五号で指定した土地の区域を除く。）
基準点から一四四度一五分三九秒
二二八・一〇二メートルの地点　一号
標柱一号から五七度五五分五二秒
一〇九・二七八メートルの地点　二号
標柱二号から四九度三三分五二秒
六四・二九三メートルの地点　三号
標柱三号から七五度三七分二三秒
一三九・〇六二メートルの地点　四号
標柱四号から一五五度二七分一七秒
九・八七二メートルの地点　五号
標柱五号から二三七度三八分三四秒
五〇・八五四メートルの地点　六号
標柱六号から二四五度六分二〇秒
一四六・五九五メートルの地点　七号
標柱七号から二四二度一分三九秒
一三三・五一一メートルの地点　八号
ロ　広島県三次市作木町上作木字中郷二四五番地内四等三角点中郷を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱九号から二十六号までを順次結んだ線及び標柱九号と二十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域
基準点から九九度二四分五三秒
五一九・七四二メートルの地点　九号
標柱九号から一三〇度二一分二一秒
九・一四四メートルの地点　十号
標柱十号から一五九度一六分四七秒
四一・〇〇八メートルの地点　十一号
標柱十一号から一七五度二〇分四七秒
四一・四七六メートルの地点　十二号
標柱十二号から一四四度二五分九秒
二九・八四三メートルの地点　十三号
標柱十三号から一三〇度五一分四八秒
三七・八三七メートルの地点　十四号
標柱十四号から一一二度五〇分一三秒
二七・八二七メートルの地点　十五号
標柱十五号から一〇九度五分二七秒
三三・五三一メートルの地点　十六号
標柱十六号から一一一度四一分二七秒
三四・一二一メートルの地点　十七号
標柱十七号から一四三度三七分五一秒
五〇・四五五メートルの地点　十八号
標柱十八号から二四六度四三分一六秒
一二・八一九メートルの地点　十九号
標柱十九号から三二五度五分二秒
四四・三一九メートルの地点　二十号
標柱二十号から二七五度一六分五四秒
一一〇・五八一メートルの地点　二十一号
標柱二十一号から三一三度四〇分五三秒
一五〇・一四三メートルの地点　二十二号
標柱二十二号から三〇七度一三分〇秒
九一・〇〇一メートルの地点　二十三号
標柱二十三号から六〇度三五分一四秒
八・九四七メートルの地点　二十四号
標柱二十四号から七七度一〇分五九秒
一八・八五二メートルの地点　二十五号
標柱二十五号から一〇五度三〇分一二秒
五七・四六一メートルの地点　二十六号

○国土交通省告示第七百七十二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定した次に掲げる土地の指定を解除する。

平成二十六年八月五日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　昭和十八年内務省告示第六百七十六号で指定した広島県に掲げる土地のうち、広島県廿日市市大野原一丁目五九八七番二と同市大野中央一丁目四九五五番一を一般国道二号道路敷に沿って結んだ線から広島県廿日市市大野字上ケ原一四四一番と同市大野字高馬一四二八番を平成十一年建設省告示第二百三十四号で指定した同号六に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線までの区間の土地の区域

二　昭和四十七年建設省告示第二千百八十七号で指定した同号二に掲げる土地の区域

三　平成六年建設省告示第千八百二号で指定した同号一に掲げる土地の区域

四　平成六年建設省告示第二千二百六十三号で指定した同号一に掲げる土地の区域

五　平成十一年建設省告示第二百三十四号で指定した同号六に掲げる土地の区域

六　平成二十三年国土交通省告示第千二百二十五号で指定した土地のうち、広島県大竹市油見字丸子山二番地内三等三角点油見を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

基準点から九三度四四分四一秒　一号
四〇三・五八〇メートルの地点
標柱一号から五六度四六分一一秒
一・三〇五メートルの地点　二号
標柱二号から三五度四六分八秒
二五・三六一メートルの地点　三号
標柱三号から三〇九度四〇分三五秒
三・九五三メートルの地点　四号
標柱四号から三四度五三分五七秒
五〇・一一六メートルの地点　五号
標柱五号から一五八度五四分四五秒
九・八八六メートルの地点　六号
標柱六号から一九二度七分三九秒
二〇・〇一九メートルの地点　七号
標柱七号から二二五度六分三七秒
四九・六五二メートルの地点　八号
七　昭和四十九年建設省告示第百三十号で指定した同号三十六に掲げる土地のうち、広島県三次市君田町東入君字後原四三番地内四等三角点後原を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線（標柱二号と三号については、平成二十一年国土交通省告示第三十一号で指定した同号三に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線）及び標柱一号と四号を結んだ線に囲まれた土地の区域

基準点から三二四度三四分三二秒
一三二・八一九メートルの地点　一号
標柱一号から二九〇度一五分五三秒
三二・三五四メートルの地点　二号
標柱二号から二四七度二〇分一三秒
六〇・四四二メートルの地点　三号
標柱三号から一一〇度一分五一秒
九八・一三二メートルの地点　四号

○九州地方整備局告示第百六十五号

筑後川水系に係る指定区間外の一級河川について昭和五十一年三月十六日付けで告示された建設省告示第三百九十六号を次のように改める。

関係図面のうち、第五十三号図を次のように改める。

その関係図面は、九州地方整備局及び同局筑後川河川事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年八月五日

九州地方整備局長　金尾　健司

（図面省略）

○九州地方整備局告示第百六十六号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から役員の変更の届出があったので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十六年八月五日

九州地方整備局長　金尾　健司

一　登録番号
九州地方整備局長　1
二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称
一般財団法人福岡県建築住宅センター